

違法伐採対策に関する滋賀県木材協会行動規範

滋賀県木材協会
制定 平成18年9月 1日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、滋賀県木材協会（以下協会）は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1 協会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

2 協会は、わが国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

3 協会は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、県産木材活用推進協議会（以下「協議会」という。）が「びわ湖材産地証明制度」のなかで「実施要領」を別途定め、産地証明とあわせて、合法性、持続可能性の証明のための事業者の認定を行う。

なお、びわ湖材以外については別途「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を定め事業者の認定を行なう。

（他の団体との連携）

5 協会は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

（情報の公開）

6 協会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

滋賀県木材協会

平成18年9月27日作成

平成18年10月1日公表

第一 目的

本実施要領は、滋賀県木材協会（以下協会）が平成18年9月1日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る滋賀県木材協会行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「びわ湖材産地証明制度実施要領」以外の「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当団体の合法木材供給認定事業体（以下、「認定事業体」という）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は原則として当団体の会員を対象とする。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を別に定める手数料等とともに、当協会へ提出しなければならない。なお、認定されなかった場合は返納される。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当協会は、本実施要領に基づく事業者認定のため、審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 当協会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要綱「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 当協会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

- 1 認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 合法性または合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入荷後、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取り組みの責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 当協会は認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当協会のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当協会へ報告する。
- 2 当協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当協会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当協会からの検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当協会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当協会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を協会のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の解消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当協会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者へ送付するものとする。

付則 この実施要領は、平成18年10月1日から施工する。

事業者認定申請書

平成 年 月 日

滋賀県木材協会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て木材・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：(別添えのとおり)
- 3 事業地の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：(別添えのとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針：(別添えのとおり)
- 5 その他（注）：(別添えのとおり)

注：その他には、資格（ISO, JAS等）を持っていれば記入して下さい。

別記1-1

合法認定に係る経費

認定手数料

書類審査のみの場合 徴収することが出来る

現地調査が必要な場合 実費

維持費

年額 徴収することが出来る

事業者認定書

平成 年 月 日

殿

滋賀県木材協会
会長 野瀬 宇一郎

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当協会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

注：申請内容に変更が合った場合は届け出てください。

番 号
平成 年 月 日

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、持続可能な森林経営を行なっている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種：
2 品目（注③）：
3 数量（注④）：

- （注）①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。
③丸太、製材、合板、集成材等を記入して下さい。
④商品取引上の単位（m³、本、kg、枚など）にて記述してください。

平成 年 月 日

滋賀県木材協会

会長 野瀬 宇一郎 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品書の 取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり
合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績を報告します。

記

1 期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 3月 31日
2 木材・木製品の取扱量（総数）	
	原木（原料）入荷量 m 3
	製品出荷量 m 3
3 うち合法性・持続可能性の 証明されたもの	
	原木（原料）入荷量 m 3
	製品出荷量 m 3

備考：

（注）

- ① 上記は合法性、持続可能性を証明された木材・木製品の実績を報告する例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を省略してください。
- ② 原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については備考にその理由を記述して下さい。

認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

滋賀県木材協会
会長 野瀬 宇一郎 殿

貴事業体については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領第十の規定により、 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由